

高齢者等虐待防止のための指針

医療法人社団 真仁会
五泉訪問看護ステーション

1 虐待の防止における基本的な考え方

虐待は高齢者等の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければなりません。

五泉訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者等虐待の禁止・予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全職員は本指針に従い業務にあたることとします。

2 虐待に該当する行為

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与えること。

(4) 性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者等虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者等虐待防止委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 高齢者等虐待防止委員会の構成委員

- ・ 所長
- ・ 研修係

(3) 高齢者等虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は随時開催します。

(4) 高齢者等虐待防止委員会の役割

- ① 虐待に対する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者等虐待防止の担当者は 所長 とします。

4 高齢者等虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利養護及び高齢者等虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利養護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因のすみやかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとします。相談窓口は 3 (5) で定められた高齢者等虐待防止担当者としません。
- (2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者等虐待防止担当者に報告し、すみやか

な解決につなげるよう努めます。

- (3) 訪問する利用者宅内における高齢者等虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者等虐待防止委員会及び担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促します。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者等虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7 成年後見制度の利用支援

利用者又は家族に対して、利用可能な権利養護事業等の情報を提供し必要に応じて、行政機関等の関係窓口を案内する等の支援をします。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談を受けた職員はその内容を管理者に報告します。
- (2) 苦情相談内容については、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意をはらって対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

9 当指針の閲覧について

利用者は、事業所内で本指針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

10 その他

権利養護及び高齢者等虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利養護とサービスの質の向上を目指すように努めます。

附則

2024年4月1日より施行します。